

栃木県教育委員会臨時会会議録

令和3(2021)年3月25日(木)、栃木県教育委員会臨時会を栃木県庁南別館内教育委員会室に招集した。

1 出席者(教育長及び委員)は次のとおりである。

1 番(教育長)	荒川	政利
2 番	工藤	敬子
3 番	金子	達也
4 番	陣内	雄次
5 番	板橋	信行
6 番	鈴木	純美子

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教育次長	北條	俊明
教育次長	中村	千浩
総務課長	伊澤	純一
高校教育課長	吉田	眞樹
総務主幹	小平	知久

3 午前10時00分、教育長及び委員は全員出席しており、委員会は成立したので、教育長は臨時会を開催する旨を告げた。

4 教育長は、本日の会議録署名委員に2番工藤委員を指名した。

5 教育長は、本日の議案等のうち、第1号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい旨を諮ったところ、全出席者の賛成により非公開とすることに決定した。

6 教育長は、報告を受ける旨を告げた。

7 報告

- (1) 知事等の給与の特例に関する条例の制定について
教育長から説明を求められ、総務課長が説明した。
この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。

8 教育長は、一部順番を入れ替え、審議に移る旨を告げた。

9 第2号議案 栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正について
第2号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から質問や意見はなかった。

10 第3号議案 公立学校職員の給与に関する教育委員会規則の一部改正について
第3号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

[委員]

- ・ 「部活動指導業務」の手当は規定の時間未満の場合はどうなるのか。

[事務局]

- ・ 手当の対象外となる。

[委員]

- ・ 対象外ということは、ボランティアということか。

[事務局]

- ・ 教員は、基本的に超過勤務手当がされないが、部活動指導業務を行った場合は手当が支給されるということである。

[委員]

- ・ 栃木県公立学校となっているので、公立小中学校の規定にも関係してくるのか。

[事務局]

- ・ 公立小中学校の県費負担教職員については、県で給与を支払っているので、県の規則に基づいて「部活動指導業務」の手当も支給している。

[委員]

- ・ この手当は時給ではなく、日当ということによいのか。

[事務局]

- ・ 日単位である。

[委員]

- ・ 通常の休日出勤の残業代にプラスしてこの手当が支給されるのか。

[事務局]

- ・ 教員の場合は、教職調整額が支給されており、特定の場合を除き、超過勤務手当、いわゆる残業代を支払うという概念がない。

- 11 第5号議案 教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
第5号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

[委員]

- ・ 今回、数値が示されたが、法的な縛りがあるから変えていくのではなく、その本質的なところを見てほしい。優秀な人材が教員になる選択をしない時代だといわれる中で、優秀な人材を集めるためには、教員が魅力的であるということを示していかなければならないと思う。
働き方改革に関しては、まずは残業削減という点で、業務を見直し、業務量

を減らしていく。次に、スキルを上げるという点では、コロナの影響によりICTの活用が進んでいるので、子どもたちの教材としてだけでなく、教員の業務量削減のためのツールとして活用していただければよいと思う。最後の手段として、人員を増やすということがあるが、部活動などで外部人材の活用を進めることで、教員の時間が確保されていくと思う。教員が自己を高めることをやっていく必要がある。例えば、探究学習というのを県立高校で行っているが、人間力がないと、子どもたちへの指導はできないと思う。先生の残業を減らして楽にさせるということではなく、目的を示しながら、意識をもって取組を行っていただきたいと思う。

[教育長]

- ・ 規則の本質的な目的を見失わないように、しっかりとやっていきたい。県民や保護者に対しても、単なる残業削減のためではなく、それによって子どもたちとの時間をじっくりと確保するということを丁寧に説明していく。

[委員]

- ・ 「義務教育諸学校等」の範囲はどこまでか。また、2の(2)の「上限の範囲」にある「特別な場合」とはどういう場合か。

[事務局]

- ・ 範囲は、幼稚園から高等学校、特別支援学校を含めた範囲である。また、「特別な場合 年720時間」とは自然災害などで特別な対応を長期にわたってとる可能性がある場合である。

- 12 第4号議案 「学校における働き方改革推進プラン」の改定について
第4号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

[委員]

- ・ 校長先生のリーダーシップが重要だと感じた。推進していくためには、今まで以上に地域社会や保護者の理解が必要だと思うので、やはり、校長先生のリーダーシップが発揮されないとうまくいかないと感じている。
また、ボトムアップをどうしていくのかという点について、子育てや介護の問題をどうしていくか。実体化していくのは難しいと思う。教職員文化というのがあり、よいところもあるが、これを変えていくのは抵抗感があると思うので、仕組みづくり、人材づくり、意識変革など本質的なところを忘れずに改革して行ってほしい。

[事務局]

- ・ 校長のリーダーシップについては、校長研修のなかで、学校運営や人事管理など、実例をあげながら、子育てや介護に対する配慮についても説明している。教育の質を維持しつつ働き方改革を進めていくのは、難しいと感じているが、県立学校長会議も年4～5回実施しているので、そのなかで説明をしながら、理解を求めていく。

〔教育長〕

- ・ 補足だが、県立学校長会議のなかでは、必ず私からこの件については話をさせていただいている。そのほか、学校長との個別面談の中でも、学校特有の残業がある場合などは、議論をしながら工夫してもらっている。

若手教員、中堅職員についてもやらされているという意識ではなく、自らさらに栃木の教育を充実していくために、この取組は避けて通れない道なのだということを研修、その他の機会に改めて伝えていきたいと思っている。

〔委員〕

- ・ 中学校において、クラブチームなどに所属して活動している場合でも、部活動に入部しなければならないので、とりあえず何かの部活に入っているということがあるのだとしたら、保護者も教員も子どもたちもプラスになるような改革になればと思う。実際はどうなのか。

〔事務局〕

- ・ 義務ということはないと思うが、なるべく入部するようとしている学校はあると思う。

〔教育長〕

- ・ 義務ではないが、推奨しているということはあるかもしれない。
あくまでも、自分が興味関心のある部活動があれば入部してほしい、そういうスタンスはとっていききたいと思う。

〔委員〕

- ・ 学校で働き方改革を推進しようとするといろいろな壁にぶつかるが、他の学校の先生がメンターになって一緒に取り組むことで、横の情報を共有できるというのはよいと思う。

県立高校ではICTの活用がなかなか進んでいなかったが、県で実施したZOOMによる業務改善研修に参加したことで、他の研修にもZOOMで参加するなど、活動の幅が広がった教員もいるようだ。

働き方改革にはゴールはないので、時代に併せて常に改善を続けていかなければならない。好事例については、ホームページで掲載するなど発信の仕方も含めて工夫して取り組んでいただけるとよいと思う。意見である。

13 教育長は、第1号議案については、先の決定のとおり、会議を非公開で審議する旨を告げた。

14 第1号議案 令和2(2020)年度3月補正予算案について
第1号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

15 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午前10時41分、閉会した。